

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	搬出物品確認申請書・確認書（A）において、取扱区分が異なる2種類の品目（[番線：構内保管]・[平皿ばかり：再使用]）を1つの取扱区分で搬出申請したことが認められたため、対応検討	C	
2	1号機	直流電源系機能検査の点検記録確認において、測定器管理番号に誤記が認められたため、対応検討	D	
3	2号機	屋外給復水注入用酸素ポンペ（B）系ポンペ（No. 7）配管接合部において、酸素ガスリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	活性炭ホールドアップ装置電気機械室空調機において、Vベルトの緩みが認められたため、当該部を点検・調整	D	
5	4号機	制御棒定例動作確認試験において、制御棒（18-19）の1ノッチ引抜き操作時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、対応検討	C	
6	4号機	制御棒駆動機構スクラム排出容器（B）ドレン配管逃がし弁（RV-3-34B）の操作レバーが外れていたため、当該レバーを取付	D	
7	4号機	所内用空気系空気圧縮機（B）において、本体下部（2箇所）に潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	発電機水素ポンペ及び給復水注入用酸素ポンペ建屋のタービン建屋との連絡トレンチ上蓋において、腐食が認められたため、当該上蓋を点検・修理	D	
9	6号機	タービン建屋天井クレーン定期自主検査において、横行西極限警報リミットスイッチアーム部の破損が認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	自動試料交換β線測定装置のスミア測定時、機器効率の入替わり事象が認められたため、是正及び対応検討	C	
11	6号機	タービン建屋2階真空清掃設備収納ラック扉において、破損が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
12	6号機	硫酸・苛性ポンペ建屋において、腐食（サポート、屋根、扉、壁等）が認められたため、当該建屋を点検・補修塗装	D	
13	6号機	非常用炉心冷却系ポンペ吸込圧力計監視映像モニタにおいて、映像不良が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
14	集中環境施設	高温焼却炉設備操作室制御盤（2）の盤内冷却ファン（2台）に異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
15	その他	使用済燃料共用プール設備放射線管理区域退出モニタ内部の保存データを確認時、測定部全17チャンネル中13チャンネルのバックグランド値が通常測定の半分の値であったことが認められたため、原因を調査及び対応検討	C	
16	その他	天井クレーン定期自主検査（2台）において、期限超え（1年以内）が認められたため、対応検討	A	
17	その他	クレーン・ホイスト設備定期自主検査記録の確認において、吊上荷重3Ton未満の月次検査記録が保管されていないホイストが2台、年次検査記録が保管されていないクレーンが1台、荷重試験未実施のホイストが2台が認められたため、対応検討	A	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで